

## [欧州]ドイツにおける標準必須特許(SEP)訴訟



## 1. 背景

- ・標準必須特許(SEP): LTEなどの無線通信技術の実装に必須となる技術特許であり、通常FRAND宣言されている。
- ・SEPの被疑侵害者: 近年、通信モジュールのサプライヤーではなく、完成車メーカーが、直接、係争に巻き込まれるケースが増えている。
- ・FRAND Defense: FRAND宣言したSEP保有者にはライセンスする義務があり、差止は支配的地位の濫用の旨の抗弁がなされることが多い。
- ・ドイツでの訴訟: 大手自動車メーカーの本社所在地であり、また国際的に特許権者にとって有利な判決を得やすい裁判地と考えられている。ドイツでのSEP訴訟のうち、注目される判決には以下のものがある。

## ■オレンジブックスタンダード事件判決(2009年:ドイツ連邦最高裁(BGH))

被疑侵害者は、特許権者による差止め請求に対し、市場における**支配的地位の濫用**を理由として抗弁し得ることが示された。ただし、被疑侵害者がライセンス契約の締結に関し、不随条件なしでの拘束的な申し出を行う必要がある。

## ■ハーウェイ対ZTE事件(2015年:欧州連合司法裁判所(CJEU))

FRAND宣言したSEP保有者による差止請求が、支配的地位の濫用に該当しない場合として、特許権者と被疑侵害者との間の交渉過程(いわゆる**FRANDダンス**、**FRANDピンポン**)が示される。

## ■シスベル対ハイアール事件判決(2020年:ドイツ連邦最高裁(BGH))

SEPの使用を許可しなければならないという義務は、**実施者がFRAND条件にてライセンスを取得する意思のない場合**には存在せず、SEP保有者が支配的な市場地位を有するとしても、実施者にライセンスを課す義務はないことが示された。

## 2. FRAND Defenceの効果

その後、ノキア対ダイムラー事件判決(2020年8月:マンハイム地裁)、シャープ対ダイムラー事件判決(2020年9月:ミュンヘン地裁)が出ている。両判決では、いずれも被疑侵害者のFRAND Defenceが却下され、被疑侵害者(実施者)に**FRANDライセンスを受ける誠実意思がなかったもの**と判断された。

実施者は、「どのような条件が実際にFRANDにあたるのかにかかわらず」SEP保有者とのライセンス契約を締結する意思について、「明確に」かつ「疑義の生じないよう」宣言した上で、ライセンス供与の協議に参加しなければならない。実施者は、ライセンス協議を遅延させてはならない。

- ・2021年1月時点において、ドイツでのSEP訴訟のうち、FRAND Defenseが成功したケースは2件のみ。
- ・2021年6月にダイムラーはノキアにライセンス料を支払うことで和解。
- ・日本の完成車メーカーもライセンス交渉などに備えて、SEP対策をさらに強化するとみられる。